

第 2 期川西市こども・若者未来計画（案） 修正対比表

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ ===== ：今回追加となった部分	修正理由
2 ページ 第 1 章 1 計画策定の 背景	【参考】 ※DX…（略）	【参考】 ※1 <u>包摂性…社会的に誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つことを意味します。持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」という考え方に基づいています。</u> ※2 DX…（略）	ご意見を踏まえ、注釈を追加しました。
8、9 ページ 第 1 章 4（4）子ども のための教育 保育給付	別添 1 のとおり	別添 1 のとおり	ご意見を踏まえ、加筆修正しました。（別添 1 参照）
1 1、1 2 ページ 第 2 章 1（1）人口 の推移	②こども・若者の人口 総人口に占める 29 歳以下の割合 川西市における人口推移 全体に占める 0～ 29 歳人口の割合	②こども・若者の人口 総人口に占める <u>39</u> 歳以下の割合 川西市における人口推移 全体に占める 0～ <u>39</u> 歳人口の割合	ご意見を踏まえ、対象年齢を 39 歳以下に変更しました。（別添 2 参照）
7 4 ページ 第 2 章 8 貧困の状況 ①相対的貧困 世帯の定義	～（略）～OECDの統計など、～（略）～OECD （経済協力開発機構） ～（略）～	～（略）～OECD <u>（経済協力開発機構）</u> の統計など、～（略）～OECD～（略）～	ご意見を踏まえ、かっこ書きの位置を変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ ===== ：今回追加となった部分	修正理由																								
76 ページ 第2章 8 貧困の状況 ④全国の経済的な困窮	令和5年度（2023年度）に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」における川西市の子どもがいる世帯の相対的貧困世帯数および相対的貧困率は5.9%となっており、平成29年（2017年）に実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」よりも低くなっています。 「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、～（略）～大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。 ひとり親家庭の子どもの貧困率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目^{注1}</th><th>母子世帯^{注2}</th><th>父子世帯^{注3}</th><th>全世帯^{注4}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校などへの進学率^{注5}</td><td>94.5⁺</td><td>96.2⁺</td><td>98.9⁺</td></tr> <tr> <td>大学への進学率^{注6}</td><td>66.5⁺</td><td>57.9⁺</td><td>57.4⁺</td></tr> </tbody> </table> （誤）項目 大学への進学率 全世帯 57.4	項目 ^{注1}	母子世帯 ^{注2}	父子世帯 ^{注3}	全世帯 ^{注4}	高校などへの進学率 ^{注5}	94.5 ⁺	96.2 ⁺	98.9 ⁺	大学への進学率 ^{注6}	66.5 ⁺	57.9 ⁺	57.4 ⁺	（削除） 「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、～（略）～大学などへの進学率は、母子世帯の方が高くなっています。 ひとり親家庭の子どもの貧困率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目^{注1}</th><th>母子世帯^{注2}</th><th>父子世帯^{注3}</th><th>全世帯^{注4}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校などへの進学率^{注5}</td><td>94.5⁺</td><td>96.2⁺</td><td>98.9⁺</td></tr> <tr> <td>大学などへの進学率^{注6}</td><td>66.5⁺</td><td>57.9⁺</td><td>83.8⁺</td></tr> </tbody> </table> （正）項目 大学などへの進学率 全世帯 <u>83.8</u>	項目 ^{注1}	母子世帯 ^{注2}	父子世帯 ^{注3}	全世帯 ^{注4}	高校などへの進学率 ^{注5}	94.5 ⁺	96.2 ⁺	98.9 ⁺	大学 など への進学率 ^{注6}	66.5 ⁺	57.9 ⁺	83.8 ⁺	ご意見を踏まえ、重複している説明文を削除しました。 表記誤りのため修正しました。
項目 ^{注1}	母子世帯 ^{注2}	父子世帯 ^{注3}	全世帯 ^{注4}																								
高校などへの進学率 ^{注5}	94.5 ⁺	96.2 ⁺	98.9 ⁺																								
大学への進学率 ^{注6}	66.5 ⁺	57.9 ⁺	57.4 ⁺																								
項目 ^{注1}	母子世帯 ^{注2}	父子世帯 ^{注3}	全世帯 ^{注4}																								
高校などへの進学率 ^{注5}	94.5 ⁺	96.2 ⁺	98.9 ⁺																								
大学 など への進学率 ^{注6}	66.5 ⁺	57.9 ⁺	83.8 ⁺																								
89 ページ 第4章 基本目標 2 (1) ②	No.3 地域子育て支援事業 ～（略）～プレイルールの解説や～（略）～	No.3 地域子育て支援事業 ～（略）～プレイルールの<u>開設</u>や～（略）～	誤字を修正しました。																								

項目	パブリックコメント時 ※ ———— ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>————</u> ：今回追加となった部分	修正理由
92ページ 第4章 基本目標4 (1)②	No.4 保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通じて食育を推進する。 No.5 各学校で様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるこどもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。 担当所管 給食課	No.4,5 <u>学校園所での様々な活動を通じて、発達段階に応じた食に関する知識と食を選択する力の習得、健全な食生活の実践につなげます。</u> 担当所管 給食課、教育保育課	ご意見を踏まえ、学校園所で様々な活動を進めていることから、文言等を変更しました。
99ページ 第4章 基本目標3 (3)②	No.1 多様な働き方の促進 No.2 多様な働き方推進事業	No.1 多様な働き方の促進 No.2 <u>多様な働き方の促進</u>	ご意見を踏まえ、「多様な働き方の促進」に統一しました。
101ページ 第4章 基本目標4 (1)①	No.3 キャリア教育の推進 学習習慣の定着の手立ての一つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施する。また、 教育課程において、こどもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。	No.3 キャリア教育の推進 教育課程において、こどもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。	記載誤りのため、文言を削除しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>=====</u> ：今回追加となった部分	修正理由
101 ページ 第4章 基本目標 4 (1) ①	No.4 川西の教育アクションプラン実践事業の充実 こども主体の学びへと転換するために、主体的に実践研究する教育保育職員を支援する。	No.4 川西の教育アクションプラン実践事業の充実 こども主体の学びへと転換するために、 <u>授業・保育の改善やこどもの意見を尊重した取組等を</u> 主体的に実践研究する教育保育職員を支援する。	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。
103 ページ 第4章 基本目標 4 (1) ②	No.19 はたちのつどい実施事業の実施 対象 19歳以上20歳以下	No.19 はたちのつどい実施事業の実施 対象 <u>年度内に20歳になる人</u>	ご意見を踏まえ、対象年齢の記載を変更しました。
83 ページ 第4章 重点施策・施策体系 4 (2) 104 ページ 第4章 基本目標 4 (2)	83 ページ ②文化・スポーツ活動等の 活動の 応援 ●文化・スポーツ 分野等で頑張る子ども・若者の支援の実施 104 ページ ②文化・スポーツ活動等の 活動の 応援 No.1 文化・スポーツ 分野等で頑張る子ども・若者の支援の実施	83 ページ ②文化・スポーツ活動等の <u>応援</u> ●文化・スポーツ活動等の <u>応援</u> 104 ページ ②文化・スポーツ活動等の <u>応援</u> No.1 文化・スポーツ活動等の <u>応援</u>	ご意見を踏まえ、取組名称を変更しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
108ページ 第4章 基本目標5 (1)②	【新規】	<u>No.19</u> <u>取組 医療的ケア児及びその家族に対する支援</u> <u>実施内容 医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒が在籍する市立就学前施設・学校に対し、医療的ケアを行う看護師を配置する。また医療的ケアを必要とする幼児が在籍する民間保育所等に対しては、看護師の配置等に係る経費を補助する。</u> <u>対象 乳幼児期・学童期・思春期</u> <u>担当所管 インクルーシブ推進課、入園所相談課</u>	ご意見を踏まえ、新規に追加しました。
117・134～136ページ 第5章 事業計画（地域子ども・子育て支援事業）	子育て世帯訪問支援事業 【新規】 児童育成支援拠点事業 【新規】 親子関係形成支援事業 【新規】 妊婦等包括相談支援事業 【新規】 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） 【新規】 産後ケア事業 【新規】	子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 妊婦等包括相談支援事業 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） 産後ケア事業	本市の新規事業と子ども・子育て支援法に基づく新事業との関係性を混同する可能性があるため、【新規】の文言を削除しました。
123ページ 第5章 5(1)①	①利用者支援事業（表中の文言） 確保方策 4箇所（延）	①利用者支援事業（表中の文言） 確保方策 4箇所（延 <u>べ</u> ）	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u>=====</u> ：今回追加となった部分	修正理由
134 ページ 第5章 3（1）	⑩子育て世帯訪問支援事業 【確保方策の考え方】 子ども若者相談センターの支援員が、各家庭に訪問し実施します。	⑩子育て世帯訪問支援事業 【確保方策の考え方】 <u>必要時に速やかに利用できるよう、訪問事業の委託先を複数確保します。</u>	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。
152 ページ 第7章 （2）基本目標等に関する評価指標	表外の※注釈 ※…矢印は、基準値から目標値をめざすため、「上げる」「下げる」「横ばい」を意味しています。（矢印省略）	表外の※注釈 ※…矢印は、基準値から目標値をめざすため、「上げる」「下げる」「<u>現状維持</u>」を意味しています。（矢印省略）	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。
概要版 表紙、5 ページ	表紙 令和7年度▶▶令和11年度 5 ページ 策定の経緯 令和6年3月に～（略）～ 令和7年3月に～（略）～ 計画の期間 ○令和7年度から令和11年度までの5年間	表紙 令和7年度<u>（2025年度）</u>▶▶令和11年度<u>（2029年度）</u> 5 ページ 策定の経緯 令和6年<u>（2024年）</u>3月に～（略）～ 令和7年<u>（2025年）</u>3月に～（略）～ 計画の期間 ○令和7年度<u>（2025年度）</u>から令和11年度<u>（2029年度）</u>までの5年間	ご意見を踏まえ、西暦・和暦併記としました。

項目	パブリックコメント時 ※ ===== ：今回削除となった部分	パブコメ・市議会意見を受けた修正案 ※ <u> </u> ：今回追加となった部分	修正理由
やさしい版 表紙	令和 7 年●月	令和 7 年 <u>(2 0 2 5 年)</u> ●月	ご意見を踏まえ、西暦・和暦併記としました。
やさしい版 7 ページ 基本目標 5 「がんばって とりくむこと」	①自分のクラスに入りづらいこどもに対し、学校での居場所として、「校内サポートルーム」を充実させます。 ②新規	①～略～ <u>②いろいろな困りごとを抱えているこども・若者に寄り添って、関係する機関が必要な支援につなげていきます。</u>	ご意見を踏まえ、追加しました。